

フロンド再考

南仏プロヴァンス地方から

嶋中博章

1 フロンドの乱をめぐる

のちの太陽王ルイ 14 世の幼少期に起こった紛争《la Fronde》は、わが国では「フロンドの乱」と訳され、高等学校の教科書にも記載されている。例えば『詳説世界史 改訂版』（山川出版社、2011 年）では、以下のように記述される。「アンリ 4 世にはじまるブルボン朝のもとで、フランスは絶対王政の全盛期をむかえた。…幼少のルイ 14 世の即位後、1648 年には高等法院や貴族が反乱（フロンドの乱）をおこしたが、宰相マザランによる王権強化の政策は継続された」。そして、これも高等学校の副教材としてしばしば利用されている『世界史 B 用語集 改訂版』（山川出版社、2008 年）では、「フロンドの乱」を次のように解説している。「1648～53 パリで起こった、王権の伸長に対する高等法院や貴族の反乱。マザランが分裂を利用してようやく鎮圧した。フランス最後の貴族反乱となった」（傍点引用者）。つまり、わが国の高等学校では「フロンドの乱」を、絶対王政の確立に抵抗する貴族の反乱として説明しているといえよう。

もちろん、教科書等の記述が歴史研究の蓄積のうえに成り立っていることはいうまでもない。これまでの歴史記述の伝統では、「フロンドの乱」を反乱の担い手に着目して分節化し、ほぼ時系列的に説明してきた。日本における伝統的分類では、(1) 高等法院のフロンド la Fronde parlementaire (1648-49)、(2) 貴族のフロンド la Fronde des princes (1650-52)、(3) 民衆のフロンド la Fronde populaire の 3 つに分けて説明されることが多い。まず、三十年戦争介入後の財政難を理由に、マザランの政府が官職保有者の俸給を停止したことから、パリ高等法院の司法官を中心とする官職保有者が反乱を起こす（高等法院のフロンド）。政府と高等法院の間に妥協が成立すると、今度は旧貴族、いわゆる帯剣貴族が、絶対王政の成立によって奪われた政治的特権の回復を目論み、反乱を継続する（貴族のフロンド）。これらの反乱を底辺で支えたのが、重税にあえぐ民衆の暴動である（民衆のフロンド）。しかし民衆の動きは、独自の組織や

(i) 日本では「フロンドの乱」それ自体を扱った研究書は書かれていない。やや時代は経ったが、中木康夫『フランス絶対王制の構造』（未来社、1963 年）が、比較的詳しい考察をおこなっている。フランス史の概説書では、これも新しくはないが、井上幸治編『フランス史〔新版〕』（山川出版社、1968 年）が、3 つのフロンドについて順を追って要点をおさえた解説を提供してくれる。

政治目標をもつには至らず、上記2つの政治勢力に利用されるにとどまった。例外は「楡の木党」と呼ばれるボルドーの民衆組織で、「貴族のフロンド」が王権に屈したあとも戦いを続け、この「楡の木党」の鎮圧をもってフロンドは終結したとされる。

他方、本国フランスの歴史記述では、日本とはやや異なる分類がされてきたようである。例えば、ジャン＝マリ・コンスタン⁽²⁾は、これまでの研究を整理したうえで、フロンドを4つに分類する。フロンドの始まりを高等法院官僚の反抗と見る点は、とくに変わりが無い。その後、「高等法院のフロンド」平定に貢献した王族のコンデ親王が宮廷内で勢力を拡大すると、地位を脅かされた宰相マザランは親王を、その弟のコンチ親王、義兄のロングヴィル公ともども逮捕する。この事件をきっかけにコンデ親王の家臣たちが起こす反乱をコンスタンは《la Fronde des princes》と呼ぶ。日本ではこれを「貴族のフロンド」と訳してきたが、反乱の担い手が王族の家臣であることから、ここでは《princes》の意味をより厳密に勘案して「殿下たちのフロンド」と呼んでおく。この訳語を当てた理由はもう1つあって、「殿下たちのフロンド」によってコンデ親王らが釈放された1651年2月、「殿下たちのフロンド」の動きとは別に、地方貴族約400人がパリに結集し、全国三部会の開催を政府に要求するが、これをコンスタンは《la Fronde des gentilshommes》と名づけ、あと一步で「政治革命」を実現した第3のフロンドとして高く評価しているのである。「貴族のフロンド」という訳語は、むしろこの動きに当てはめるべきだろう。そして4つめが、釈放されたコンデ親王とその支持者が、パリとボルドーを拠点に王軍と武力衝突を繰り返す《la Fronde condéenne》、すなわち「コンデ派のフロンド」である。このように日本とフランスでは、フロンドの説明の仕方ないし解釈に若干の相違がある。とはいえ、反乱の主体に着目し、その主体を主語にフロンドを語る点では違いはない。重要なのは、あくまで反乱の担い手なのである。

ところが近年、こうした伝統的な視点から脱却する動きが見られるようになった。とくに「フロンドの乱」そのものの解釈に関わる点において注目されるのが、クリスチアン・ジュオーの研究である。ジュオーによれば、1648-49年の高等法院を中心とした動乱のあと、フロンドは有力貴族を首領とする「党派」間の闘争にのみ込まれていく。ここで党派首領として名指しされるのは、コンデ親王、レ枢機卿、オルレアン公などの面々だが、ここに宰相マザランも含まれている点に注意しておきたい。そしてもう1つ重要な点は、これら党派首領の間にある「合意」が存在していたこと、「彼らの行為指針と打算には、絶対不可侵の思想として、リシュリユ方式の国家、すなわち強固で中央集権的な国家の存在が組み込まれている」ことである。つまりジュオーの考えでは、フロンドは「中世封建社会への郷愁」にかられた貴族が起こした、

(2) Jean-Marie Constant, «Les Frondes», dans *La France de la monarchie absolue 1610-1715*, Introduction et bibliographie commentée par Joël Cornette, Seuil, Paris, 1997, pp. 185-201.

(3) Robert Descimon et Christian Jouhaud, *La France du premier XVII^e siècle 1594-1661*, Paris, Belin, 1996; Christian Jouhaud, *Mazarinades. La Fronde de mots*, Aubier, Paris, 2009 (première édition 1985) [野呂康・嶋中博章訳『マザリナード 言葉のフロンド』(水声社、2012年)].

(4) Jouhaud, *Mazarinades*, p. 253. 訳書、265頁。

絶対主義国家に対する反乱ではない。むしろ絶対王政内部の権力争いと見なされ、「フロンドの乱」という危機を乗り越えて成立する絶対王政という物語は、きっぱりと否定される。これは反乱の主体に応じて事件を分節化してきた歴史記述の伝統に対するアンチ・テーゼであり、ひいては「フロンドの乱」という訳語の可否が問われているともいえる⁽⁵⁾。

以下本稿では、こうした新しい研究動向を踏まえつつ、改めて「フロンド」という紛争について検討を加えていく。その際、舞台はパリを離れて南フランス・プロヴァンス地方の都市エクス Aix に据えようと思う。そして、紛争の特質、解決の方法、そして紛争の帰結としてもたらされた秩序について、パリ中心の従来の歴史記述とは異なる論点を提示してみたい。

2 プロヴァンス地方におけるフロンド

プロヴァンス地方のフロンドについては、19世紀にポール・ガファレルの研究が現れたあと、プロヴァンス史の概説を除けば専門研究が行われず、およそ100年間研究の空白期が続いた⁽⁶⁾。プロヴァンスのフロンド研究を再興したのが、1975年に公刊されたルネ・ピヨルジェの国家博士論文『プロヴァンスの反乱運動』⁽⁷⁾で、これ以後、この地方を舞台としたいくつもの個別研究が生まれることとなった⁽⁸⁾。ここではこれら先行研究を参照し、プロヴァンス地方のフロンドについて概略を示したい。

プロヴァンス地方のフロンドは、1647年に宰相マザランの政府が、フォンテーヌブロー勅令を発し、エクス高等法院に半期勤務制 *Semestre* を導入したこと、すなわち、高等法院の官僚を倍増し、半期交替で勤務することを求めたことが直接の引き金となった。マザランの目的は新しい官職を売却して国庫に収入をもたらすことにあったが、その一方で旧官僚は半年分しか

(5) それゆえ、本稿では以下「フロンドの乱」という言葉は用いず、たんに「フロンド」と呼ぶことにする。最近では日本でも、佐藤彰一・中野隆生編『フランス史研究入門』（山川出版社、2011年）が、「フロンドの乱」を概括して、「乱の本質は、支配秩序の転換か否かではなく、諸勢力のヘゲモニー争いだったと考えるのが適当であろう」（118-119頁）と指摘し、絶対主義的な秩序に対する反乱という見方に含みをもたせるようになってきた。

(6) Paul Gaffarel, «La Fronde en Provence. La guerre du semestre», *Revue historique*, 1^{er} année, tome second, 1876, pp. 60-103, 436-459; Edouard Baratier (sous la direction de), *Histoire de la Provence*, Privat, Toulouse, 1969.

(7) René Pillorget, *Les mouvements insurrectionnels de Provence entre 1596 et 1715*, Pedone, Paris, 1975.

(8) 主な研究としては以下がある。Monique Cubells, *La noblesse provençale du milieu du XVII^e siècle à la Révolution*, Publication de l'Université de Provence, Aix-en-Provence, 2002; *id.*, «Offices et pouvoirs : la société des parlementaires aixois aux XVII^e et XVIII^e siècles», dans *Le Parlement de Provence 1501-1790*, Actes du colloque d'Aix-en-Provence, Publication de l'Université de Provence, Aix-en-Provence, 2002, pp. 71-81; François-Xavier Emmanuelli, «Le Parlement de Provence et la politique (XVII^e – XVIII^e siècles). Réflexions sur un parcours en zigzag», dans *Le Parlement de Provence 1501-1790*, pp. 118-129; Sharon Kettering, *Judicial Politics and Urban Revolt in Seventeenth Century France: Parliament of Aix, 1629-1659*, Princeton, 1978; *id.*, «A Provincial Parliament during the Fronde : The Reform Proposals of the Aix Magistrates», *European Studies Review*, vol. 11, 1981, pp. 151-169; Maurice Pezet, *La Provence des rebelles. Révoltes populaires du XVII^e siècle à nos jours*, Seghers, Paris, 1980. ピヨルジェの研究以降刊行されたプロヴァンス史の概説書としては、Agulhon (Maurice) et Coulet (Nôel), *Histoire de la Provence*, P. U. E., Paris, 1987がある。また都市エクスについては、観光パンフレットに属するものではあるが、Aix-en-Provence. *Histoire et Découverte de la Ville*, Ajax Monaco, Monaco, 2008がフロンドを含む歴史の流れを要領よくまとめている。

俸給を得られなくなるため、当然、この勅令に反対した。しかし結局、この勅令は翌1648年1月、地方総督アレ伯によって実行に移される。旧官僚たちは宮廷に代表を派遣し、身の破滅を訴えたが聞き入れてもらえなかった。彼らに残された道は実力行使しかなかった。こうしてプロヴァンス地方におけるフロンドの第一幕、「半期勤務制戦争 la guerre de Semestre」が始まる。

まずエクスでは、新たな官職の購入希望者を脅すビラがばら撒かれ、実際、1648年3月、官職を購入するためエクスにやってきたマルセイユの弁護士が襲撃され殺害された。この事件を口実にマザランの政府は同年7月、半期勤務制反対派の官僚12名を他地方への追放処分に処するが、パリで「高等法院のフロンド」が激しさを増すと、パリとエクスの高等法院が同盟を結ぶのを恐れて、11月、追放されていた旧官僚の復帰を許した。再び勢いを取り戻した旧官僚は、翌1649年の1月20日、サン＝セバスチアンの日の宗教行列を利用し、民衆を煽り、暴動を起こす。半期勤務制官僚の邸が襲撃され、地方総督アレ伯は法院内に軟禁された。その後、2月に教皇特使代理ビキ枢機卿の仲介で和解が成立し、半期勤務制の廃止とアレ伯の釈放が取り決められたが、それも束の間、今度はアレ伯がマルセイユやトゥーロンなどのプロヴァンス諸都市の支持を得て軍隊を組織し、6月からエクスを包囲することになった。

危地に立たされたエクス高等法院の旧官僚たちは、ここで重大な決断を下す。敵の敵を味方につけるのだ。当時パリでは、宰相マザランとコンデ親王の不和が表面化していた。アレ伯もまた、1646年にトゥーロン総督の地位を拒否されて以来、宰相マザランと不仲だった。その一方で、アレ伯はコンデ親王と互いの母親を通じて従兄弟の関係にあり、宮廷では親王の党派に属していた。エクス高等法院は、こうした中央政界におけるコンデ派とマザラン派の対立を利用し、マザランに支援を要請したのである。マザランの使者、サン＝テニャン伯がエクスに到着したのが8月、アレ伯も中央政府の使者を前に不承不承矛を収め、和平が成立した。高等法院の旧官僚たちが求めた半期勤務制の廃止も、このとき正式に確認された。

ところが、今度は中央政界の動きがプロヴァンスに新たな紛争をもたらす。1649年の春以降、悪化の一途をたどっていたマザランとコンデ親王の対立は、1650年1月に親王の逮捕という形で新たな段階に入った。いわゆる「殿下たちのフロンド」の始まりである。プロヴァンス地方では、総督アレ伯を中心にコンデ派・反マザラン派が結集し、「サーベル派 Sabreurs」と呼ばれる一派を形成する。プロヴァンス地方におけるフロンドの第二幕、「サーベル派のフロンド」の始まりである。他方、マザランの政府に味方する一派は「小刀派 Canivets」と呼ばれたが、そこには高等法院官僚の大半が、つまりかつての半期勤務制反対派が顔をそろえていた。そのため、高等法院が置かれたエクスでは小刀派がサーベル派を追放する（1651年10

(9) 7月には最高諸院の代表が集まり「サン＝ルイの間の宣言」を発してマザランの政府に対する対決姿勢を明確にした。8月には反マザラン派の高等法院評定官ブルセルの逮捕に抗議して、パリの住民がバリケードを築いた（バリケードの日）。

(10) Kettering, «A Provincial Parlement during the Fronde», p. 155, p. 167 note 27.

(11) 1650年9月4日にアレ伯の父アングレーム公が死去してからは、アングレーム公と呼ばれることになる。

(12) 「サーベル派」の呼称は、立腹したコンデ派のある貴族が言った台詞「サーベルを突きつけてわからせてやる」に由来するという。他方、「小刀派」は羽ペンを削る小刀 Canif にちなむ。

月)。またマザランも、1652年4月以降、プロヴァンスの新総督としてメルクール公を派遣してサーベル派諸都市の制圧に乗り出し、9月にサーベル派最後の拠点トゥーロンを陥落させる。翌1653年3月には、メルクール公が正式なプロヴァンス総督としてエクスに入り、プロヴァンス地方のフロンドは幕を閉じた。

ここで確認しておきたいのは、エクス高等法院の官僚たちが「半期勤務制戦争」で半期勤務制廃止を勝ち取ったあとは、マザランの政府に忠実となり、「フロンド派」(サーベル派)に対し共闘したことである。ここから彼らの政治目標が体制の変革ではなく、あくまで彼らに直接関わる利害問題に限定されていたと考えることができるだろう。⁽¹³⁾ 実際フロンド後のプロヴァンス地方では、エクス高等法院部長評定官(1655年からは法院長)のオペード男爵アンリ・ド・フォルバン＝メニエ Oppède, Henri de Forbin-Maynier, baron d' (1620-1671) を介して王権が浸透していくことになる。

3 レギュス侯の『メモワール』を読む

ところで、プロヴァンス地方のフロンドを語る同時代史料の1つに、レギュス侯シャルル・ド・グリマルディ Régusse, Charles de Grimaldi, marquis de (1612-1687) の『メモワール(回想録)』⁽¹⁴⁾ がある。レギュス侯は1633年からエクス高等法院の評定官を務め、1643年には部長評定官の地位を得てフロンドを迎える。「半期勤務制戦争」では反半期勤務制・反総督の立場につき、「サーベル派のフロンド」では「小刀派」に属した。つまり、エクス高等法院官僚の典型的な行動パターンを示したといえよう。彼が1665年頃書き記した『メモワール』には、プロヴァンス地方のフロンドの様相だけでなく、先述のオペード男爵に関する記述もたくさん含まれている。もちろん、他のメモワールと同様、レギュス侯のそれも決して中立公正な記述ではない。オペード男爵に対する敵意が行間から滲み出ているのだ。その最大の理由は、レギュス侯がフロンド後にオペード男爵とエクス高等法院の法院長の座を争い、敗れたことにある。その点に留意したうえでオペード男爵に関する記述を読めば、レギュス侯の『メモワール』はプロヴァンスにおける紛争解決、秩序回復の在り方の一端を私たちに教えてくれる。そこで以下では、レギュス侯の『メモワール』で描かれるオペード男爵に着目しながら、改めてプロヴァンスのフロンドについて考えてみたい。

「半期勤務制戦争」の幕開けとなったマルセイユの弁護士殺害事件が起こったとき、オペードは追放処分を受けた半期勤務制反対派官僚の一人だった。⁽¹⁵⁾ 追放処分が解かれエクスに戻

(13) Kettering, «A Provincial Parlement during the Fronde», p. 160, 162. 「このように、エクス高等法院官僚の改革は、司法エリートとしての彼らだけの特権を守ることが狙いだった」。「いったん要求が容れられるや、エクスの高等法院官僚は改革に関心を失い、1651年12月以降、彼らの大半はマザラン派になった」。

(14) *Mémoires de Charles de Grimaldi, Marquis de Régusse. Président au Parlement d'Aix*, édité par Monique Cubells, Presses universitaires de Bordeaux, Pessac, 2008.

(15) *Ibid.*, p. 58.

たあと、今度はサン＝セバスチアンの日の暴動で総督アレ伯の監禁に関与する。レギュス侯によれば「このときの主だった指導者は、部長評定官オペード殿と次席検事コルミ殿だった」⁽¹⁶⁾。それに対し、レギュス侯自身とはいえば、「アングレーム公〔＝アレ伯⁽¹⁷⁾〕の身体に対するこのような卑劣な行為に同意できなかった。…このような身分の人物⁽¹⁸⁾に対する無益かつ無礼な行為はとうていできなかった（〔 〕内筆者、以下同。）」⁽¹⁹⁾ののだという。

続く「サーベル派のフロンド」では、オペード男爵はレギュス侯とは異なり、サーベル派に身を投ずる。実際、レギュス侯の『メモワール』の編者モニク・キュベルも、エクス⁽²⁰⁾のサーベル派はオペード男爵、ラ・ロック、サン＝マルク男爵による「三頭政治」だったと指摘している。レギュス侯によれば、オペードがサーベル派に与したのは、「親王殿下の陰謀〔コンデ親王とその一派のフロンドを指す〕によって、法院長の職を得ようとしていた」⁽²¹⁾からに他ならない。高等法院の評定官を始め、アンシアン・レジーム期の官職は売官制の対象であったが、高等法院長には王権による任命制が採用されていた。したがって、法院長の職を得るためには、宮廷の有力者の後押しが不可欠だったのである。「サーベル派のフロンド」が挫折したあと、オペードは野心を捨てることはなかった。今度は新総督のメルクール公にとりいって、宮廷の寵愛を回復しようと試みる。「オペード殿の野心は、彼らの陰謀〔「サーベル派のフロンド」を指す〕の失敗に耐えられなかった。…彼らはメルクール公の心をとらえようとして、自分たちは彼に服属しているのだと、そして思いつく限り熱心に宮廷に仕えるつもりだと説得したのだ」⁽²²⁾。

すでに述べたように、レギュス侯もまた法院長の地位を狙っていた。「サーベル派のフロンド」に際してマザラン派だったことが自信にもなっていた。ところが、新総督のメルクール公はオペードの露骨な追従を前に「私〔レギュス⁽²³⁾〕が彼にした奉仕と、彼ら〔オペードたち〕が彼に成した侮辱を簡単に忘れて」しまった。そのうえ現職の法院長も、オペードを後任として認めてしまう。というのも、法院長の職は任命制であったにもかかわらず、実際は前任者との間での金銭の授受が慣例化されていたからである。「メグリニー殿〔法院長〕は、6万エキュを要求していた。私は5万5000エキュまで提示していた。オペード殿は決して値切ることなく、メグリニー殿が提示した額を全て支払ったので、彼らは密かに契約を交わし、署名もなされた」⁽²⁴⁾。決定的だったのは、プロヴァンス諸都市の代表が集まり、王への貢納金（事実上の税）の額を話し合う議会（共同体議会 *assemblée des communautés*）がマノスクで開かれた際（1653

(16) *Ibid.*, p. 65.

(17) 半期勤務制戦争期、アレ伯はまだアングレーム公とは呼ばれていない。しかしレギュス侯は時代に関係なく、アレ伯に対し一貫してアングレーム公の呼称を用いている。注 II 参照。

(18) アレ伯の父アングレーム公シャルル・ド・ヴァロワは、国王シャルル9世の庶子であった。

(19) *Mémoires de Charles de Grimaldi*, p. 65.

(20) *Ibid.*, pp. 82-83. 編者による注と補足。

(21) *Ibid.*, p. 81.

(22) *Ibid.*, p. 101.

(23) *Ibid.*

(24) *Ibid.*, p. 103.

年8月26日-9月22日)、議長を任されたレギュスが都市代表の同意を取りつけることに失敗し、「プロヴァンス地方の貢納金⁽²⁵⁾がごくわずかになってしまった」ことだった。あまつさえ、「そのとき部長評定官オペード殿は、法院長の職を求めて宮廷にいた。そして私が彼の野心にとって最大の障害だったので、彼はマノスクの議会の不成功から利益を得ようとした⁽²⁶⁾」のだった。結局、「3年にわたる追求と、そのためにばら撒いた贈り物によって、最後はオペード殿のために叙任状⁽²⁷⁾が出された」。

つまりプロヴァンス地方では、フロンドのあいだ一貫して動乱の中心にいた人物、反政府派の中核を担った人物が高等法院長に就任したのだった。レギュス侯はさぞ悔しかっただろう。その悔しさがこの『メモワール』執筆の動機となったのかもしれない。だが、レギュスはあたかもオペード個人の野心と獵官運動が法院長の職をもたらしたかのように語っているが、政府がオペードを法院長に選んだ理由について、レギュス侯が語らずにいること、あるいは隠していることがある。それは、家名の重要性についてである。ピヨルジェはオペードとレギュスの違いに触れて、次のように指摘する。「結局のところ、これら二人の官職保有者の間に横たわる大きな相違の1つは、次の事実の中にある。すなわち前者〔オペード〕は、莫大な財産、とくに不動産と高貴な名前 *grand non* をともに有している。後者〔レギュス〕また莫大な財産、殊に動産⁽²⁸⁾を有している。しかし、間違いなく高貴な名前を欠いている」。高貴な名前が力をもつのは、それが信用と影響力を意味したからである。ドナ・ボハナンはこうした事情を踏まえたうえで、フロンド後にオペード男爵が法院長の地位を得た理由をこう説明する。「早くから忠誠を尽くしていたにも拘わらず、好意はレギュスを通り越してオペードに向いた。この地方におけるオペードの影響力と信用の方がより強大であると、マザランとメルクールによって認められた⁽²⁹⁾のだった」。

実際、オペード男爵が属するフォルバン＝メニエ家は15世紀から続く名門家系であり、父のヴァンサン＝アンヌもまたエクス高等法院長を務めていた。それに対しレギュス侯はどうか。名前に騙されてはいけな。グリマルディといえば現在のモナコ公家につながる名門であるが、レギュス侯の本来の家名はグリマルディではなくグリモー Grimaud で、1615年に亡くなった曾祖父の代までは商人の家柄であった。彼がグリマルディを名乗るのは、娘のフランソワーズをモナコの代官ジャン＝アンリ・ド・グリマルディ Jean-Henri de Grimaldi d'Antibes の息子オノレ・ド・グリマルディ Honoré de Grimaldi d'Antibes に嫁がせた1646年以降にすぎない。実は名門グリマルディ家との結びつきこそ、レギュス侯が『メモワール』で最も描きたかった事柄であるとさえ考えられる。レギュス侯は『メモワール』の中で娘フランソワーズの結婚について二度

(25) *Ibid.*, p. 107.

(26) *Ibid.*, p. 109.

(27) *Ibid.*, p. 114.

(28) Pillorget, *op. cit.*, pp. 711-712.

(29) Bohanan (Donna), *Old and New Nobility in Aix-en-Provence, 1600-1695: Portrait of an Urban Elite*, Louisiana State University Press, Baton Rouge and London, 1992, p. 108.

⁽³⁰⁾ 触れているが、他の子供（彼は 18 人の子供をもうけ、そのうち 8 人が成人している）の結婚については一切言及していない。さらに法院長の地位をめぐる争いのあとの記述では、同じグリマルディー門に属するエクス大司教ジェローム・ド・グリマルディ Jérôme de Grimaldi との親密な交際が繰り返⁽³¹⁾し語られる。

法院長職をめぐる競争に負けた原因として家名の問題に触れていないのは、家名に対するレギュス侯のコンプレックスを表している。さもなくば、グリマルディ家とのつながりをことさら強調すまい。家名の重要性を認識しているからこそ、オペード男爵が家名の力によって院長になったことは、レギュス侯にとって触れたくない事実なのである。

おわりに

プロヴァンス地方のフロンドは、少なくとも都市エクスに関する限り、1649 年に半期勤務制が廃止されて以降、地方総督アレ伯に対する、高等法院とマザランの共同戦線として推移する。近年の研究動向が示すように、ここでもフロンドを反絶対王政を掲げる反乱と見なすことはできない。地方固有の利害、とくにエクス高等法院という地方の団体の利益が問題視されたのであって、王国の統治体制は問題にされなかった。ここにエクスのフロンドの特質がある。地方の特権が確認されれば、紛争を解決するため王権の力を借りることに躊躇いはない。地方特権の維持と中央集権化は、必ずしも矛盾するものとは考えられていなかった。

他方、フロンドのあとのエクスでは、フロンド以前からの名門フォルバン＝メニエ（オペード男爵）家の影響力を利用して、秩序の再建、王権支配の浸透が図られた。オペード男爵自身はフロンドに際し、一貫して反政府・反マザランの立場を維持しつづけたにも拘わらず、法院長の地位を得て、さらなる栄耀を手に入れた。かりにエクスのフロンドが反絶対王政の反乱ではないという仮説が正しいとするならば、鎮圧や平定について語ることも不可能だろう。エクスのフロンドは新しい秩序をもたらす断絶とはならず、むしろ既存の秩序を強化する方向で作用したのである。

王権は過去の忠誠よりも家名がもつ影響力を選んだ。この事実の重みは、レギュス侯の『メモワール』に語られることなく示されている。レギュス侯がグリマルディ家との絆を強調しているのも、この事実から得た教訓を踏まえてのことだろう。ちなみに、レギュス侯に始まるグリマルディ家との縁組（家門戦略）は、その後、18 世紀に奏効する。この先、彼の一族はつねにグリマルディの名で呼ばれることになるのだ。そして、私たちが読んできた彼の『メモワール』も、『エクス高等法院部長評定官、レギュス侯シャルル・ド・グリマルディのメモワール』と題されて出版されている。

(30) *Mémoires de Charles de Grimaldi*, p. 27, p. 68.

(31) 例えば、*ibid.*, pp. 115-118 を見よ。